

支援金詳細

雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）

農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成します。

地域	
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	農業法人等の主な要件 1. 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること 2. 被災農業者等と3か月以上の雇用契約を締結すること 等 被災農業者等に関する主な要件 1. 能登半島地震の発生以降に農業法人等に採用された者であること 2. 研修終了後に営農する意思を有する者であること 等
公募期間	～2025年1月31日
上限金額・助成金	被災法人等雇用就農者1人当たり1か月につき10万円（年間120万円）
給付要件	
その他	
問合せ先	お近くの農業会議、全国農業会議所、農林水産省へお問い合わせください
URL	https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/noto/detail/